

令和7年度 伊予市立郡中小学校いじめ防止基本方針

【学校のいじめに対する基本認識】

いじめは、人として決して許されない行為である。いじめを受けた児童の権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。本校では、いじめは、全ての児童に起こりうるものとする。だからこそ、学校、家庭、地域が一体となって、一過性にとどまることなく、継続して、未然防止、早期発見、適切な対応に取り組まなければならない。

いじめ問題への対応については、校長のリーダーシップの下、学校全体がチームとなって組織的な取組を進める必要がある。特に、「いじめを生まない心、仲間づくり」に取り組む未然防止の活動は、教育活動の在り方と密接に関わっているため、全ての教職員が日々の実践で継続していかなければならない。

【いじめ防止対策委員会】

【校内】

管理職、主幹教諭、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育主任、上記以外の生徒指導部会部員（学年主任、養護教諭）

【家庭地域等】

PTA代表者
学校運営協議会委員

【外部専門家】

伊予市子ども家庭センター
SC、SSW、教育相談員
スクールガードリーダー
伊予警察署生活安全課
愛媛県総合教育センター

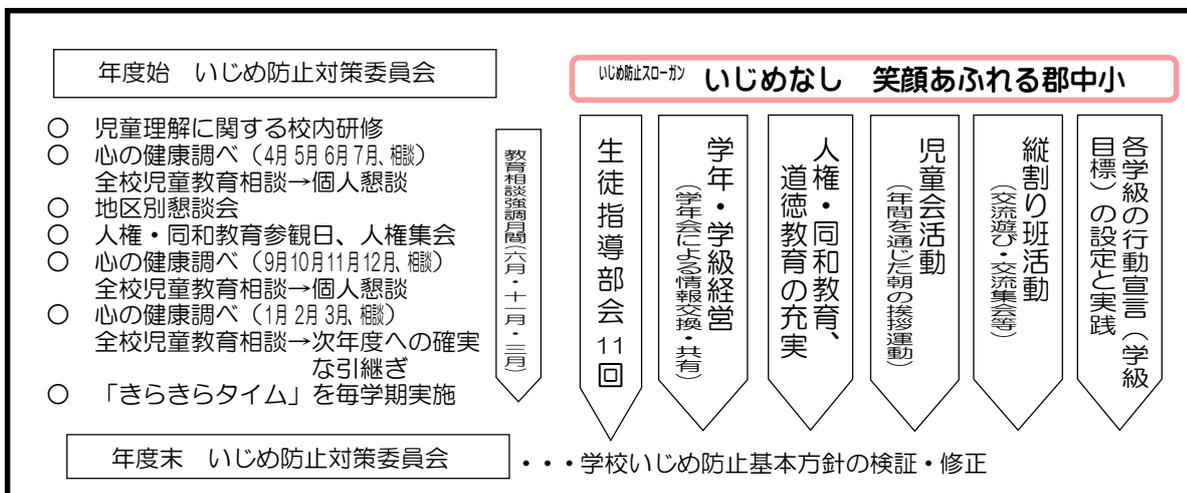
【関係機関】

伊予市教育委員会
愛媛県総合支援センター
伊予市教育支援教室

【いじめ防止】

- ① 校長のリーダーシップの下、全教職員が協力した指導体制の確立（「チーム郡中」として指導）
- ② 認め合い、支え合う仲間づくりと、所属感を味わうことのできる学級経営（教育相談の充実）
- ③ 互いの存在を尊重し、いのちを大切にす人権・同和教育の充実
- ④ 思いやりの心を行動で表すことのできる道徳教育の充実
- ⑤ よりよい仲間づくりに向け、児童が主体的に取り組む児童会・縦割り班活動の工夫
- ⑥ 教職員の共通理解を図り、問題への対応力や指導力の向上を目指した校内研修の実施
- ⑦ いじめ防止に向けた学校・家庭・地域の協力体制の確立
- ⑧ いじめ問題に対する学校の基本方針の発信

【学校いじめ防止プログラム】



【早期発見】

- ① 学年会、生徒指導部会を有効活用することによる積極的な児童の情報交換と共有
- ② 毎月の心の健康調べの実施と教育相談による積極的な児童の実態把握
- ③ 児童理解を深めるための積極的な教育相談強調月間の設定と実施
- ④ 悩み相談箱の活用
- ⑤ SC や SSW、伊予市子ども家庭センター等の相談機関の周知

【いじめに対する措置（対応）】※ 重大事態を含む

